

平成31年度史跡若松城跡ライトアップ動画作成業務委託仕様書

1 業務の目的

史跡若松城跡及び夜桜を対象とした光と影の芸術の演出によるライトアップについて、より効果的に宣伝し、誘客に寄与するため、観光素材として広く使用される動画を作成することを目的とする。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 史跡若松城跡
- (2) 指定区分 国指定史跡
- (3) 指定年月日 昭和9年12月28日（文部省告示第312号）
平成5年10月29日追加指定（文部省告示第133号）
- (4) 総面積 231, 525㎡
- (5) 所在の場所 会津若松市追手町1番1号

3 業務条件

(1) プロモーション動画の作成

- ① 3分間程度の長さを2パターン作成すること。
- ② 商用で利用されることを意識し、高画質・高精細なものとする。
- ③ ドローンを使用した空撮を用いること。
- ④ 桜が満開の晴天時の映像を使用すること。
- ⑤ 素材によってはウェアラブルカメラを使った撮影を行うなど、各素材の魅力を最大限生かすことのできるよう多方面から撮影すること。
- ⑥ 日中と夜間の映像をそれぞれ使用すること。
- ⑦ 映像内の肖像権や施設における許可等問題のないものとする。

(2) 観光用素材の動画の撮影

- ① 20分程度の動画とすること。
- ② 商用で利用されることを意識し、高画質・高精細なものとする。
- ③ ドローンを使用した空撮を用いること。
- ④ 桜が満開の晴天時の映像を使用すること。
- ⑤ 日中と夜間の映像をそれぞれ使用すること。
- ⑥ 素材によってはウェアラブルカメラを使った撮影を行うなど、各素材の魅力を最大限生かすことのできるよう多方面から撮影すること。
- ⑦ 不特定多数の者が二次利用することができるよう、映像内の肖像権や施設における許可等問題のないものとする。また、BGMやナレーションなどは入れないこと。

4 ライトアップの実施期間

(1) 点灯実施期間及び時間

平成31年4月5日（金）～平成31年5月6日（月） 32日間

※開始日は、開花状況により変動する可能性がある

日没（午後6時20分頃）～午後9時30分

※ 開花期間終了後は、日没より午後8時30分まで

5 事業費

(1) 総事業費 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(2) 次の事項は事業費に含むものとする。

①動画の撮影経費。

②動画編集の経費。

③その他、破損に対応する保険など、業務を実施するにあたって必要となる経費。

6 成果品及び業務実施報告

業務終了後、下記の成果品及び実施報告書について平成31年5月27日までに2部提出すること。

(1) プロモーション動画のデータが記録されたハードディスク等1部。（4k以上）

(2) 観光用素材動画のデータが記録されたハードディスク等1部。（4k以上）

(3) プロモーション動画及び観光用素材動画が記録された貸出用のDVD若しくはブルーレイディスク5枚ずつ。（タイトルケース添付）

7 その他

①会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を厳守すること。

②本業務における成果品の所有権及び著作権は全て発注者に帰属するものとする。

③その他仕様でない事項は、発注者及び受注者の間において協議のうえ決定するものとする。

④内容等に変更が生じた場合には、発注者及び受注者の間において対応を協議する。

⑤撮影する素材や撮影時期等は、発注者及び受注者の間において協議のうえ決定するものとする。

⑥野外での撮影は、適切な天候下において行うこととする。

⑦撮影にあたって必要となる撮影の許可や、不特定多数の者が成果品を二次利用するための手続き等は受注者がすべて行うこと。